



## 私学を取り巻く環境と その対応について

一般財団法人日本私学教育研究所  
所長 中川 武夫

創立50周年を迎えられた兵庫県私学振興協会関係者の皆様に衷心よりのお慶びを申し上げます。

現在日本は安倍政権の下、「教育再生実行会議」に象徴される政治主導による教育改革が進行中です。

従来、政治が教育に直接的な介入をすることは稀で、その主な理由は、教育に介入しても賛否両論に分かれ票につながらない、選挙に有利に働かないといわれていたからです。しかし、近年、世界の経済発展の最前線であるアジア・中東・アフリカ等で日本企業は中国や韓国の企業に負け続けた、その一因として製品の質等で負けたのではなく、価格やローカルルールへの対応力において負けたといわれています。

中国や韓国企業は目標とする国や地域にグローバル人材や対応力のある人材を大量投入します。この場合のグローバル人材とは、国際的な商取引に長けた人、例えば母国語以外に2～3カ国語を話し、世界中からビジネスに役立つ情報を集めるための私的ネットワークを持っている人だといいます。対する日本の企業担当者の大半は、十分な英語力も私的ネットワークも持っていない、勝負は目に見えています。

財界企業関係者が、日本の教育の枠組みを見直し、特に英語教育、海外留学者数の増加、グローバル人材の育成等を強く求めるのも一面では頷けます。

経済界の要望に応えることは経済再生にも政権の基盤固めのためにも重要です。安倍政権

は、アベノミックスと連動させて教育改革を最優先課題とし、教育再生実行会議の設置など、やや性急な改革を推し進めているのが現状です。

その余波を受け、教育を取り巻く環境が大きく揺れ動く中で私学はどのようにこの現象を捉え、それを乗り越え、どこに学校発展の糸口を見いだせば良いかが大きな課題となっています。兵庫県私学振興協会創立50周年記念誌発刊にあたり、日本私立中学高等学校連合会及び本研究所が現在取り組んでいる主な事案をご報告し、併せて多少の私見を述べさせて頂き、現時点における私立学校の状況をより深くご理解頂く一助となればと願っております。

### ◆教育界を襲う第三の波

日本の教育界は、教育史の専門家によると第三の波に晒されていると言われています。

第一の波は明治維新、押し寄せる西欧文明の中で植民地化に抗うため富国強兵を掲げ、国家神道の中軸とした教育制度が構築されました。

第二の波は敗戦からの戦後復興、戦前の教育をすべて否定し、GHQ主導による戦後教育が展開されました。

この第一の波も、第二の波も時代背景は異なりますが短期促成、限られた時間の中で結果を求める教育、すなわち効率よく知識を詰め込むための教育が中心であったと思います。

そして日本の教育界は大局的に見ればこの詰め込み型教育により、大きな成果を上げ、鎖国から近代国家、焦土から経済大国へと突き進む

原動力になったと思います。しかし、時代は下り、バブル崩壊や加熱する受験競争への懐疑、その反動からのゆとり教育等々、混乱の中で、日本の教育界は変革を目指してもがき続けながらも結局は過去の成功体験から抜け出せない状況が続いているような気がします。

第三の波は上記の混乱に加え、インターネットの発達によるIT社会への移行だと思えます。情報は質、量においても速さにおいても飛躍的に進化し続け、人も物もお金の流れも大きく変貌し、経済の世界には国境がなくなりました。社会の枠組みが変わり、社会変化の大きさを表す指標である職業の種類も変わり続けています。例えばマーチャンダイザーやEPRコンサルタント、アセットマネージャーなど聞いたことのない新しい職種が続々と誕生している現状からも社会の変化を感じることができます。

このような社会の中では未来予測がつきにくい、学習問題に例えれば、はじめから答えがない、複数の答えが存在する状態だと思えます。知識詰め込み型教育を受け、決められた一つの答えに安心する、常識や固定観念の中でのものを考える習慣のついた人々には生きにくい社会、その流れは止まりません。そんな時代を生きる生徒たちにどのような教育を提供するか、教育関係者に突きつけられている大きな問題でもあります。

## ◆21世紀型教育の推進

知識詰め込み型教育からの脱却の一手段として、ハーバード大学のエリック・マズール氏は「ピア・インストラクション」を、日本では学習院大学の佐藤学氏は「学びの共同体」を提唱しています。

教員から生徒へ一方通行型の授業ではなく、生徒同士、生徒と教員が一つのテーマに従いディスカッションを重ね、互いに学び合う、互いに教え合う、生徒が興味を持てばさらに掘り下げて学ぶ＝ディープ・ラーニングこそが大切だ

というのです。

しかし教育現場に目を移せば旧態依然とした枠組みの中で身動きがとれない教員の姿があらこちらに見られます。授業の進度にノルマがかかり一つのテーマに長い時間をかけていられない、大学入試は待ってくれない、そんな指導法について学んだことがない、本校生徒の学力レベルでは無理等々、様々な言い訳が飛び交います。

たしかにそれらの言い分も理解できますが、それを乗り越えることが今求められているのです。

日本における21世紀型教育は、実践校も少なく、これからの状況です。それぞれの学校がこの問題についてしっかりと話し合い、出来ることから少しずつ始める以外にないような気がします。今年度実施した全国教育研究会東京大会も研修テーマをこの問題に絞りました。今後も本研究所主催の各種研修会でこの問題を取り上げていきたいと思っております。

## ◆建学精神を活かすために

公立学校の私学化が進み、公立学校と私立学校の区分が曖昧になったように見える昨今、私学関係者が私学には建学精神があると語る姿をよく見かけます。

たしかに建学精神は私学にとって欠くべからざるもの、それが故に私学だと言えるのです。

私学の教育姿勢について説明するとき、私は学校を織物に例えることがあります。

織物に例えれば私学は反物です。和服に使う反物は長い縦糸を並べ、それに横糸を編み込んで出来ています。私学の場合、縦糸は建学精神、創立者の教育理念です。その縦糸は百年たっても二百年たっても続くもので何人たりとも切ることは許されません。切れれば私学としての歴史が終わってしまいます。

横糸は、その時代に関わった教員の教育活動

です。いつの時代も最新の教育手法を用い、縦糸を頼りに横糸を編み込んでいくのが仕事です。この縦糸と横糸の調和がとれたとき私学としての美しい反物が織り上がるのです。

しかし、現実を見るとそうなっていない学校も多く見受けられます。

例えば、建学精神について学校案内には書かれている、式典等で校長先生が話す、校訓や創立者の肖像も掲げられている、大切に扱っているがそれだけのこと、普段の学校生活はそれに関係なく進められている……これでは縦糸と横糸が編まれていないことになります。

建学精神は普段使いするもの、教科指導の中でも、生徒指導の中でも、部活においてもあらゆる学校生活の中にちりばめられているものでなければならないのです。そのためには創立者の教えを誰もが親しみやすい平易な言葉で表現し、教師も生徒も日常語としてその言葉を口にする、学校生活の日常に創立者の教えが溢れている、そうやってこそ胸を張って「私学には建学精神がある」と言えるのだと思います。

また、近年、自由民主党の教育再生実行本部や首相官邸の教育再生実行会議から次々と新しい提言がなされ、一部マスコミもそれを書き立てる、それに歩調を合わせない学校は時代遅れであるかのごとき風潮が蔓延しています。

そのような中でも、基本的に反対、時期尚早、あるいは本校には関係ないと背を向ける学校もあります。しかし、その学校が保護者から対応を求められた、不信感を持たれたという話を聞くことが最近増えています。一々対応していられない、しかし何か対応しなければならない、学校関係者にとって悩ましい問題です。

次々に降りかかる問題への対応として私学は建学精神に照らしてみる、という方法があると思います。創立者が何を想い、何を目指して創った学校なのか、その基本に立ち返れば自ずと答えは見えてくる、決して世間に振り回されな

い、対応しない理由を明確にし、説明責任を果たす、これも建学精神活用法なのだと私は思っています。

かけがえのない建学精神、不确实、不透明な時代だからこそそれを頼り、それを活かす努力が学校発展につながると私は信じています。

### ◆道徳教育教科化への対応

道徳教育の教科化にあたり、これを「特別の教科 道徳」（仮称）とし、数値による評価は行わず児童生徒の成長の振り返りや指導計画・指導方法の改善のために、求められる多様な評価の方法を検討する、教材も「心のノート」を全面改定した「わたしたちの道徳」を当面使用し、検定教科書作成に着手する、また、私立の小学校の教育課程を編成する場合は、宗教を加えることができる（宗教をもって道徳に代えることができる）、などの基本方針が示されました。

「私たちの道徳」全4冊（小学校1・2年用、3・4年用、5・6年用、中学校用）を開いてみると読み物に加え、先人等の名言、偉人や著名人の生き方に関する話がちりばめられています。読み進むうちに、無難に、無難にまどめようとした苦勞が垣間見え、何を持って道徳とするのかは本当に難しい問題だと改めて思いました。

哲学者 梅原猛さんは「その国の文化や道徳を花とすればその根は宗教だ」と喝破されています。たとえばイスラム教国において模範となる人は一日に数度の礼拝を欠かさない、お酒や豚肉を口にしないなどが基本ですが、キリスト教国へ行けばそうではない、このように宗教に裏打ちされた規範を持って「善」とされることは枚挙にいとまはありません。

この点において日本は国教を持たず、人々の価値観も多様ですから無難な内容に終始することは仕方のないことであると思います。問題は

道徳を教えるに当たってその教材を使い、指導する学級担任の側にあると思います。時代を超越した普遍的な価値観に依らず、個人の経験や価値観に頼るばかりでは危うすぎると思うからです。

幸いなことに私立学校においては宗教色のあなにかかわらず建学精神があります。

創立者が何を想い、何を理想として学校を建てたか、その思想に回帰すれば自ずと答えは見えてきます。この教材をベースに建学精神を持ってそれを深掘りしていく、その努力こそが私学ならではの道徳教育を生み出す原点になると私は思います。

前項の建学精神を生かし切るために、と併せて様々な研修会にこの問題を取り上げたいと考えています。

#### ◆いじめ防止対策推進法への対応

平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行されました。大津の事件以来、執拗とも思えるほどのマスコミ報道がなされ、その騒ぎの中で成立したといっても過言ではないと思います。この法案について原案を作成した自由民主党から国会提出前に日本私立中学高等学校連合会に説明がありました。

内容を見る限り学校や地方公共団体等の責務等を中心としたもので、いじめが起らないようにそれをどう予防するか、そのために生徒理解をどう進めるか、早期発見の方法とその努力等に腐心している学校関係者にとってほとんど意味のないものでした。

法案の名前がいじめ防止、とあるのにこの内容では防止方法がほとんど盛り込まれておらず、届け出方法や義務、起こってしまった事実をどう処理するか等に終始している、これではいじめ防止には実効性がないと反論しましたが、残念ながらそのまま成立してしまいました。

法案そのものにはいくら実効性がないといって

も一旦成立してしまえば従わざるを得ません。法律の専門家に依れば、「この法律はいじめ防止のために実効性がなく、内容等に無理がある、しかし依頼されて学校を攻撃する側に立った弁護士にとってこれ程都合の良い法律はない」とのこと。

生徒理解や生徒指導にもっと時間を割きたいと思いつつ日常の教育活動に忙殺されている教育現場にとって、大きな負担になることは目に見えています。

いじめ防止のために学校の基本方針を定め、組織をつくり、生徒や教員への啓蒙活動等を義務づける、生徒のためにといいつつ、そのための大切な時間を奪う、まさに本末転倒であると言わざるを得ません。

ご縁があつて入学してくれた生徒一人一人が充実した楽しい学園生活を送る、それが私学の生命線であることは論を待ちません。いじめが起らないように、不幸にして起こってしまったらどう対処するか、この法律が出来ずずっと以前から私学はこのことに力点を置いてきました。学校の指導方針や指導体制を、にわか作りの法律に合わせるのではなく、今まで積み重ねてきた私学の取り組みを法律の規定に合わせて読み替える、そのような対応で乗り切りことが大切であると思います。

全国の私学の中で先進的な取り組みやユニークな指導を展開している学校は多数あります。様々な機会にこれらを紹介し、互いに指導力を高めるための研修会を実施したいと思っております。

#### ◆学校改革推進のために

学校改革が進まない学校の多くが教員間の対立に頭を悩ませています。その構図を分析すると大まかに二通りに分けられると思います。

その一つは、改革の優先順位を巡るものです。

学校改革を自動車の設計に例えるとわかりやすいと思います。

自動車を大きく分けると車体等のデザインの部分とエンジン等のメカの部分に分けられると思います。学校におけるデザイン部分は、校舎等の施設・制服・学校行事・部活などです。メカ部分は大学進学結果などです。

部活に全勢力を傾けている先生はそれこそが学校の名をあげ、学校発展の近道と考えますが、メカに関わる先生は大学進学結果がすべて、と考えています。

自動車の設計をする場合、どちらが優先ということはありません。例えばお洒落なデザインの車で、乗り心地が良くても、エンジン性能が悪い、燃費が悪い、すぐエンストする車は売れません。反対にどんなにエンジン性能が良くても垢抜けないデザインの車も売れません。両方の完成度が高くバランスが重要なのです。この場合、デザイン担当者とメカ担当者が別々に仕事をするのが問題なのではないでしょうか。

デザイン担当者こそがエンジン性能の向上に努める、メカの担当者こそがデザインの改良に努める、それらの相互乗り入れこそが学校発展につながるのだと思います。

二つ目は、それぞれの教員が自分の領域を守ろうとする個人商店型の学校です。

教員は長く続けるにつれ、自然と得意分野が出来るものです。教務の専門家、生徒指導の顔、各教科のボス、部活の鬼等々です。教員全体では学校改革の必要性は認めるものの、自分以外の他者に変化を求める、改革の矛先が自分の領域に及ぶと徹底的に抵抗する、これでは改革は進みません。生徒募集に苦しむ学校は、皆が痛みを分かち合う気持ちで個人商店型から商店街への変貌を模索すべきだと思います。

また、伝統のある有名校の場合もこの例は当てはまります。毎年一定の成果を挙げ、一見順調な学校運営がなされているように見えても、

地盤沈下に晒されている、若手教員や発言力の弱い教員の我慢の上に成り立っている、良くあるパターンです。

社会の枠組みが大きく変わり、昔と同じ手法では衰退してしまうことは目に見えています。先輩から後輩への伝承形式による教員育成、徒弟制度のような教員育成に頼っていることも影響しています。私学が陥りがちなマンネリ化、理事長先生・校長先生の呻きが聞こえてくるようです。

苦戦している学校も、伝統ある学校も、個人商店型からの脱却の手段として、足下ばかりを見つめるのではなく高高度から俯瞰してみることをお勧めしたいと思います。そのためにグローバル化の波は案外役立つのではないかと私は思っています。この問題については私学経営研修会や次世代リーダー育成部会等で引き続き議論を深めていきたいと思っています。

#### ◆私学自転車論について

私学の有るべき姿として、建学精神を旗印として生徒、教職員のみならず学校関係者のすべてが生き方を学ぶ場であることが理想です。

しかし、現実はそのようになっていない場合が多いと私は思います。この状況を説明するのに私学を自転車に例えると解りやすいと思います。

自転車には前輪と後輪があります。このうち前輪は生徒や保護者が願っている実利的な目標です。例えば、有名大学への合格、部活での全国大会出場など、夢や目標達成の指導がどれだけ受けられるかです。また前輪にはハンドルがついていて自身の進路については自由に決められます。前輪はその学校が第一希望であろうとなかろうと私学という自転車を選ぶ最大の決め手であることに変わりはありません。

これに対して後輪は建学精神です。入学する生徒やその保護者が、後輪に無類の価値を感じ、それがあから選んだ、学校選択の最優先事項であるという人は稀です。

大半の人は前輪に魅力を感じて自転車（学校）を選んだが、気がつけば後輪も付いていた、というケースが多いのではないのでしょうか。

入学してしばらくは前輪のみに価値を感じていた生徒が、走るにつれて前輪は大切だが後輪があるから自転車は進む。長い人生において、後輪あつての前輪だ、と気づき、前輪と後輪の価値観が逆転する現象が起きる、それこそが私学の存在理由、私学人が達成感を味わう瞬間ではないのでしょうか。

私学の生徒募集において前輪は学校に対する信頼の象徴です。まずその価値を高め、選んでもらえる学校になる努力を、入学後は後輪の説明や理解を深め、価値観の逆転現象を起こす努力が大切なのだと思います。

#### ◆むすびに

思いつくままに私見を交えて書かせて頂きましたが、まだご報告したいことは尽きません。日本私立中学高等学校連合会及び日本私学教育研究所では文部科学省や文教関係国会議員をはじめ各方面に対し、私学関係者の想いや願いを絶えず発信し、私学教育発展のために尽くしたいと思っております。また日本私学教育研究所では最新情報のご提供と先生方のご希望に即した研修の実施を始め、私学のシンクタンクを目指して努力を続けて行く所存でございます。引き続きのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

末筆ではございますが兵庫県私学振興協会のご発展と関係各位の今後のご活躍をお祈り申し上げます。



## アベノミクスと私学 —黒船かノアの方舟か？

京都大学大学院教育学研究科・教育学部  
教授 高見 茂

### ◆はじめに

アベノミクスが喧伝されている。第二次安倍政権は、1) デフレマインドを一掃する「大胆な金融政策」(第一の矢) および、2) 湿った経済を発火させる「機動的な財政政策」(第二の矢) の導入によって、企業や国民が自信を回復し「期待」を「行動」に変えることをねらいとする「新たな成長戦略」(第三の矢) を推進している。特に「第三の矢」は、「日本再興戦略—JAPAN is BACK」と位置付けられ、i) 民間の力を最大限に引き出し、ii) 全員参加・世界で勝てる人材を育て、iii) 新たなフロンティアを作り出すことによって、iv) 成長の果実の国民の暮らしへの反映という成長の筋道を構想する。

こうした施策を迅速かつ確実に実施して行くことが急務であり、成長戦略の枠組みではその推進母体として「国家戦略特区」の創設が提言された。昨年12月には国家戦略特別区域法が制定され法的基盤も整えられた。そして本年5月1日に、第1弾として東京圏、関西圏、新潟県新潟市、兵庫県養父市、福岡県福岡市、沖縄県の6区域が国家戦略特区に指定された。

今回の「国家戦略特区」は、地方の主体性を重視した小泉政権下のそれとは違い、地方の先導的な取組に国が主導的にコミットするところに特長がある。すなわち強い部分をより強くし、従来の特區よりも大胆に踏み込んだ規制改革等の実現をねらいとする。そのためには国・地方・民間が目的を共有し、トップ自らの参画の下、それぞれが対峙するのではなく、「三者一

体」となって取り組むことが必要とされる。スピード感をもって取り組むことが求められていることもあり、国家戦略特区ワーキンググループが立ち上げられた。そして関係省庁と直接意見交換等を行うための「集中ヒアリング」が実施されることになった。そこでは具体的な規制改革事項が取り上げられることとなり、教育関係では、i) 公立学校運営の民間への開放(コンセッション方式の導入、以下公設民営学校)、ii) 海外トップスクール誘致のためのインターナショナルスクールの設置認可要件の見直し、の2点が対象となった。このことは、アベノミクスで提言された成長戦略の柱の中に、新しいタイプの学校の創設等、従来以上に教育分野での規制緩和が進む可能性が高くなったことを示す。

特に公設民営学校の整備について、下村博文文科大臣からは、「認める前提で、具体例ごとに対応を検討する」との発言があった。それは、地方自治体が建てた学校の管理運営を民間に委ねる仕組みである。また、人事配置等を自治体が決める現行法制度枠組み内の公立学校に比べ、教育力の高い優秀な教員を集め易くなるメリットに加えて、学校教育に関心を持つ民間企業の参入を促すメリットがあるとされる。大阪市はこうした動向にいち早く反応し、低迷する公教育のてこ入れ策として期待を寄せている。

こうした教育分野に大きなインパクトを与える政策の流れは、私学にとってどういう意味を持つのか、黒船かノアの方舟か、外国の動向も踏まえて検討してみよう。

## 1. 公設民営学校導入の動き

### —英国のアカデミーに着目して

財政難に直面する先進国は、対処策として、i) 財政支出の削減、ii) 増税を含む財政収入増、iii) 公共部門の民間開放、iv) 新市場の創設といった政策手段を、単独であるいは複数の組合せて導入する。しかし教育・福祉部門にとっては、i) あるいはii) の手法は有権者の抵抗感が強く、政治過程で容易に採用でき難い。ゆえにiii) ないしiv) の政策手段の採用に行き着き易い。

英国では、1970年代以降の長期の経済停滞から脱却するために様々な創意工夫を重ね、教育分野でも様々な新機軸が提案・実証実験が蓄積されて来た。その典型が1997年に政権を取った労働党によって導入された公私連携事業 (Public Private Partnership) であるアカデミー政策である。当初は、業績不振の公立学校の立て直し主眼として、学校設置のための資金提供 (スポンサーシップ) に民間セクター (スポンサー) が関与することをねらいとしていた。具体的な費用負担内容は、学校設置・運営費用2,000万ポンドのうち、スポンサー (当初は多くは企業、事業成功者) は200万ポンドを拠出し、政府は残り1,800万ポンドを負担することになっていた。スポンサーは、拠出した200万ポンドを人事・財務・給与・保健・保険等興味のある分野に自由に資金提供できる仕組みであった。

アカデミーに移行すると、学校は地方教育当局のコントロールから離れ、政府から直接学校の運営資金を受け取ることが可能となる。また、独自カリキュラムの編成、独自の入学者決定、教職員の雇用条件の独自決定も可能となり、自由度が飛躍的に拡大する。

ではスポンサー側のメリットは何か。上記のように拠出金200万ポンドを自分の意思で用途を指定できることに加えて、社会的成功者としての社会貢献活動の一環としての参入を動機と

する向きも多い。しかしスポンサーには、もっと大きな実利的インセンティブがある。すなわち、中央政府負担の運営資金1,800万ポンドは、直接学校に投入されるのではなく、スポンサーを通して学校に配分される。この過程でスポンサーは、中央政府負担の運営資金1,800万ポンドを一括してアカデミーに渡す必要はなく、3%程度 (54万ポンド) を予備資金として手元に留保することができる。余剰金は最終的に学校に配分しなければならないが、スポンサーは、配分期日まではこの余剰金を自由に活用することが可能となる。したがって、多数の学校のスポンサーになることによって、まとまった余剰金を確保することができ、余剰金による一種の回転差信用を獲得できるという金融上のメリットがある。

近年の保守党・自民党の連立政権下では、2010年のアカデミー法により、教育困難校に限定せず、イングランドの総ての公立校にアカデミーへの移行申請を可能とする措置を採った。スポンサーの有無に関わらず、アカデミーへの移行が認められた場合には、地方教育当局 (Local Authority : LA) の管理下を離れ、独立校としての活動が保障されることとなった。これは、教育困難校の立て直しの仕組みとしてのアカデミー政策がある程度奏効したこと、アカデミーの増加によって企業・篤志家のスポンサーが払底し始めたことに起因する。そのため英国政府は、大学や名門私学にスポンサーとして公立学校の立て直しに参入するように強く勧奨している。このことは、大学・名門私学の教育理念・方法・政策・管理運営手法 (= ノウハウ) —いわゆる長年に亘って培われてきた優れた教育機関の教育的DNAのアカデミーへの注入をもねらうものである。

取り分け大学については、近年英国においても社会貢献・地域貢献が重視され、それは大学評価における重要な評価項目の一つに位置付けられている。そのため初等中等教育分野へのそ

の教育的DNAの注入は、大学の社会的責任の一つとして捉えられるのである。また、アカデミーのスポンサーとしての余剰金を活用した金融上のメリットは、厳しくなる大学への政府補助金の肩代わり措置とも考えられる。

このように英国におけるアカデミー政策の展開は、公共部門の独占市場を民間企業、大学、私学に開放し、教育部門に興味関心のある企業等の参入を促進することにつながったと指摘できる。ある意味では上記のiii) 公共部門の民間開放、iv) 新市場の創設の同時導入として捉えられよう。

## 2.わが国における公立学校運営の民間への開放

従来より、公の施設等の業務については、事実上の行為に相当する業務・サービスや、定型的な処分行為（例えば警備、清掃、給食、入館許可等）は、契約に基づき包括的に民間委託が行われて来た。しかし、「公の意思」に基づく非定型的な処分行為等（公権力の行使）や公の意思の形成への参画を伴う職務については、いわゆる「当然の法理」により、公務員が行うことが前提とされ、これらを内容とする業務を民間委託することは困難とされた。

翻って公立学校教育について見てみよう。それは、i) 設置者である地方公共団体の「公の意思」に基づき実施されるものである、ii) 入退学の許可、卒業認定等の公権力の行使と日常の指導等が一体として実施されるもの（公権力の行使と単なる事実上の行為との切り分けが困難）であることから、文科省は上記の法的整理枠組みを適用し、包括的委託に難色を示して来た。

小泉政権下で、規制改革・構造改革特区において公設民営方式の導入が検討されたが、文科省の法的整理枠組みを打破することはできず、また民間運営の公立学校に国費を投入することに異論が続出した。ゆえに、公設民営方式を採用するならば、i) 構造改革特区による公私協力

学校の設置、またはii) 公私協力方式の学校の設置のどちらかの方式に依らざるを得なかったのである。

前者は、高等学校と幼稚園を対象に、地方公共団体と民間主体が協力して学校法人を設立し、地方公共団体と学校法人の連携協力により学校を運営するものである。必要な施設設備を特区地方公共団体が無償・廉価で貸与・譲渡し、財源面では毎年度の運営費のうち学校の自己収入のみでは不足する分を特区地方公共団体が補助する仕組みとなっている。設立認可に当たり、資産要件の審査は不要とされた点が数少ない規制緩和措置として捉えられる。しかし、公立学校の教職員の人件費相当の助成措置や私学助成の対象にもならないことから、現実には設置実績はない。

また後者は、地方公共団体と民間主体が協力して学校法人を設立する点は前者と同様であるが、特区の特例を利用しない制度で対象校種に制約はなく、必要な施設設備の一部を地方公共団体が貸与・譲渡し、毎年度の運営費は学校法人が負担する。既にこの制度を活用した新機軸の学校は設置され、グローバル人材の育成、不登校の生徒へのきめ細かな対応等特色ある教育が推進されている事例も見られる。しかし特色ある多様な学校の設立が急拡大したという実情にはない。

昨年秋に、政府は「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」の策定に当たり、特区で取り組むプロジェクトの具体的アイデアを公募した。大阪府・大阪市から提案された「国家戦略特区プロジェクト提案」は、公立学校の民間開放措置として、英語・理数系教育等に特化した中高一貫校、義務教育の質の向上と効率化・多様化をねらいとする小・中学校、国際バカロレア認定校等を公設民営で設置する内容となっている。

こうした国家戦略特区における規制改革の流れの中で、公立学校の公設民営化についても、

その法的整理枠組みの変更が迫られることとなった。昨年12月に制定された国家戦略特別区域法の附則第2条第4項は、わが国における公立学校運営の民間委託の端緒を開いた。公立学校運営の民間への開放は、公立における多様な教育の提供機会を推進する有効な手法との認識から、日本再興戦略の中で特区における重点規制改革項目の一つと位置付けられている。アベノミクスは、大胆な規制・制度改革の実行で「世界で一番ビジネスのしやすい環境の創設」をねらいとする。しかし、海外の敏腕ビジネスマンにとって子弟の教育問題は来日障壁の一つであり、インターナショナルスクール以外の公立学校を含む受入れ機関の拡大は急務と考えられる。また、2020年の東京オリンピック開催を目標に、教育のさらなる国際化（国際バカロレアの普及・拡大）、スポーツ・武道振興、グローバル人材の育成等、同時多面的な教育振興が求められていることから、導入に弾みがついたと言える。

## ◆おわりに

アベノミクスの成長戦略は、教育部門をも激しく揺り動かし、少なからぬインパクトを与える可能性がある。それは、公設民営の内実をめぐる文科省の従来の法的整理枠組みの変更を迫るほどのものであり、教育部門は従来とは違う政策環境の中に位置することになる。こうした新たな動きは、私学にとってどういう意味をもつものなのであろうか。

大阪市教育委員会は、公設民営校の提案に際して参入可能性について調査を行ったが、回答団体の半数以上が株式会社（15団体のうち8団体）であり、私学はわずか2団体に過ぎなかったという。新機軸の打ち出しはリスクが伴うこともあり、私学側の様子見という解釈もできないこともない。しかし、所詮は公立学校制度の改革であり、私学とは無関係との受け止め方は控えるべきであろう。建学の精神を盾に公教育の一

翼を担う重要な役割を主張し、手厚い補助金配分—特に経常費補助を求め、その獲得に腐心するという構図は、財政環境の良好な平穏な時代にあっては成り立つ。現状のような厳しい財政制約下にあっては、今後私学に対するi) 補助金の削減、ii) 免税・減税措置等の廃止ないしは課税強化を含む厳しい政策が採られる可能性も否定できない。かかる事態にあっては、政策側の非を責め既得権擁護の論陣を張っても、議論は平行線を辿りあまり生産的であるとは言えない。むしろ財政制約下において採られる上記処方箋のうち、iii) 公共部門の民間開放、iv) 新市場の創設といった政策手段を積極的に活用することが肝要であろう。英国においては、直接的な補助金の代替資源獲得のため、民間企業と共に私学が開放された公教育市場にスポンサーとして参入する動向が観察された。

わが国においても、成長戦略に伴う包括的な公設民営校は、当初は成長戦略に直接寄与・貢献する教育分野から導入される模様である。だが、財政難と少子化現象に対処しなければならぬ公共部門にとっては、公教育一般への包括的委託の適用は今後さらなる普及・拡大が不可避であるとも考えられる。なぜなら、それは、教育水準を維持しつつ、公財政節約を確保し得る有効な処方箋の一つとして指摘できるからである。今回の制度改編はそのための突破口ともなる可能性があり、私学としてはこの機をチャンスとして捉え、果敢に包括的委託に参入すべきであろう。断じて傍観者の立場に甘んじるべきではない、というのが筆者の立場である。私学こそが教育部門の経営・教学ノウハウを豊富に蓄積しており、教育条理に基づきこうした厳しい時代を切り抜ける知恵を持ち合わせている。残念ながら民間企業は、経営一般の論理は持ち合わせていても、教学と不可分の教育経営のノウハウも、それを支える教育条理も十分に持ち合わせていない。

アベノミクスに伴う新しい政策環境は、私学

にとっては、オープン化された政策空間の創出により、異業種の教育部門への参入を促進する黒船であり、また新しい時代に備えるための新機軸を揺籃する方舟でもあり得る。こうした時代の流れをどう読み解きどう対処するか、各私学の底力が試される時が近づきつつあるのではなかろうか。